資料1-1

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となっ た警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要(御嶽山噴火の教訓)
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性(地形や噴火履歴等)を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、 専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

2. 法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

火山災害警戒地域の指定 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定(常時観測火山周辺地域を想定)

· · · 関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

火山防災協議会

都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置(義務)

地方整備局等

気象台 都道府県•市町村 (砂防部局) 火山専門家 自衛隊 警察 消防

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体 協議事項

制について協議 噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移 を時系列に整理したもの 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地 図上に示したもの

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝

4. 集客施設・要配慮者利用施設の 名称・所在地

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じ

た入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、 避難手段等を示したも

【市町村長の周知義務】

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な 警戒避難の確保に必要な事項を周知

【避難確保計画の作成義務】

集客施設(ロープウェイ駅、ホテル等)や要配慮者利

用施設の管理者

等による計画作成・訓練実施

必要に応じて追加

観光関係団体

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載(義務)】 【市町村】

【都道府県】 1. 火山現象の発生・推移に関する情

報の収集・伝達、予警報の発令・伝 達(市町村内) 2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル) 達(都道府県内) 3. 避難場所•避難経路

2. 右の2. 3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整

- ○火山研究機関相互の連携の強化、 火山専門家の育成・確保
- ○自治体や登山者等の努力義務 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定

5. 避難訓練・救助

・登山者等の努力義務(火山情報の収集、連絡手段の確保等)を新たに規定

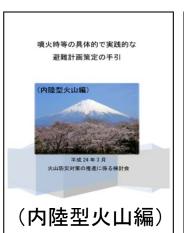
噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引

■目的

<u>避難計画が未策定の地域における計画策定、策定済みの地域における内容の更なる充実</u>(火山防災協議会での共同検討による避難計画策定・充実の推進)。

■掲載内容

- > 具体的で実践的な避難計画とその必要性
- ▶ 避難計画の内容(火山防災協議会による防災体制の確立、準備に 関する事項、避難時の対応に関する事項等)
- ▶ 平常時からの備え
- 参考資料(チェックリスト等)





資料1-2

【具体的な避難計画 4つの基本要素】

キーワード	作成すべきリストや図
いつ?	①噴火警戒レベルに 応じた対応リスト
どこから 誰が?	②避難対象者リスト
どこへ?	③避難先リスト
どうやって?	④避難手段リスト、 避難経路図

■ 避難対象者、避難場所、要援護者の把握としてリスト作成(例)

反。白丝春	##		芸道主バネ	一時	移送手段			避難所
区・自治会 等の名称	世帯数	占	誘導責任者 (誘導担当者)	集合	移送	乗車	管理者	(定員)
				場所	車両	人数	(連絡先)	
花堂区			花堂区長		- 徒歩または自家用車 (降車場所は各避難所)			佐土公民館
上佐土班	2	7	(上佐土班長)					ATAKA
花堂区			花堂区長					佐土公民館
上高松班	2	2	(上高松班長)					在工公氏語
北狭野区			北狭野区長					北狭野神武
上小路班	5	16	(上小路班長)					ふるさと館
北狭野区			北狭野区長					北狭野神武
上馬場班	1	3	(上馬場班長)					ふるさと館
北狭野区			北狭野区長					北狭野神武
西大谷班	5	10	(西大谷班長)					ふるさと館
南狭野区			南狭野区長]			南狭野活性化
前山班	1	1	(前山班長)					センター
南狭野区			南狭野区長	皇子原公				南狭野活性化
皇子班			(皇子班長)	園第 1 駐				センター
至丁班	27	65	(主丁城長)	車場	^			E 2 3 -
南狭野区			南狭野区長					南狭野活性化
刊好野区	3	7	用次封企文					センター

火山防災に関する指針や手引きの位置づけ

活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(平成28年2月公示予定)

- 〇活動火山対策特別措置法に基づき策定
- ○活動火山対策の推進に関する基本的な事項、火山防災協議会での協議事項(噴火シナリオ、火山ハザードマップ、 噴火警戒レベル、避難計画、火山防災マップなど)等について記載

本委員会で検討

噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引 内陸型/島しょ型火山編(平成24年3月作成) 平成28年度改定予定

- 〇「避難計画」の作成方法や重要事項(いつ、どこから、だれが、どうやって)、留意事項について記載・解説
- ※今後、登山者や旅行者の対策について、充実を図る必要

集客施設等における避難確保計画策定の手引き 平成28年3月作成予定

- 〇集客施設等の管理者が避難確保計画を策定する際に参考とするための手引き
- ○避難確保計画の作成方法や標準型について記載・解説

火山防災マップ作成指針(平成25年3月作成)

○「火山ハザードマップ」、「火山防災マップ」の作成方法や活用方法について記載・解説

活火山における退避壕等の充実に向けた手引き(平成27年12月作成)

○避難壕等の設置に関する考え方・留意点や既存施設の利活用について記載・解説